

令和 7 年度 岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程

校友会総会

次 第

議事 第1号議案 令和6年度事業報告 (p.2)

第2号議案 令和6年度決算報告 (p.3～4)
監査報告 (p.5)

第3号議案 令和7年度校友会執行役員(案)について (p.6)

第4号議案 令和7年度事業計画(案)について (p.7)

第5号議案 令和7年度予算(案)について (p.8～9)

令和6年度 校友会事業報告

〈校友会〉

令和6年

4月 7日（日）	入学式
5月26日（日）	第1回校友会役員会
6月中旬	校友会総会（書面開催）
9月30日（月）	前期卒業式・同窓会入会式
10月 6日（日）	後期転入生入学式・校友会入会式（転入生と保護者のみ）
11月17日（日）	第2回校友会役員会 文化祭

令和7年

1月19日（日）	第3回校友会役員会
2月23日（日）	同窓会入会式
3月 1日（土）	卒業証書授与式（卒業生と保護者のみ）

〈保護者交流会〉

前期… 6月 9日（日）
後期… 11月 3日（日）

〈教育推進会〉

前期… 5月19日（日）※書面開催
後期… 12月 8日（日）

〈その他〉

5月19日（日）	予約奨学金説明会（3年次希望生徒と保護者）
6月 9日（日）	公開面接指導参観 生徒生活体験発表大会（リモート形式）
11月 3日（日）	公開面接指導参観 進路について考える会

令和6年度 華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会会計決算書(案)

収入総額 4,215,130 円
 支出総額 1,410,779 円
 差引総額 2,804,351 円

【収入の部】

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	収入額	差 引	摘 要
会費	1,370,000	0	1,370,000	1,361,294	8,706	4,000円／年、2,000円／半期
現年度会費	1,360,000	0	1,360,000	1,352,057	7,943	
過年度会費	10,000	0	10,000	9,237	763	
補助金	100,000	0	100,000	70,000	30,000	高体連補助金 他
繰越金	2,782,482	0	2,782,482	2,782,482	0	前年度より
雑収入	518	0	518	1,354	▲ 836	預金利息
合 計	4,253,000	0	4,253,000	4,215,130	37,870	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	支出額	差 引	摘 要
校友会運営費	630,000	0	630,000	254,183	375,817	
事務局費	340,000	0	340,000	122,532	217,468	
総会・役員会費	20,000	0	20,000	6,592	13,408	○役員会・交流会等 お茶代 他
渉外費	30,000	0	30,000	29,600	400	○会員に対する慶弔費
校友会運営費	290,000	0	290,000	86,340	203,660	○運営費事務局 需用費(事務用品 等) 0 役務費(郵便切手 等) 0 負担金(教育振興会年会費 等) 86,340
学校後援費	290,000	0	290,000	131,651	158,349	
図書費	120,000	0	120,000	119,456	544	○図書館図書の充実(生徒要望図書・雑誌)
設備費	100,000	0	100,000	3,195	96,805	○防犯カメラリース代 3,195
進路指導費	70,000	0	70,000	9,000	61,000	○進路について考える会講師旅費 9,000
校友会事業費	0	0	0	0	0	
部活動後援費	1,700,000	0	1,700,000	988,596	711,404	
運営費	200,000	0	200,000	18,509	181,491	○部活動運営費 役務費(携帯電話料) 18,509
活動費	1,000,000	0	1,000,000	646,806	353,194	○生徒旅費助成・生徒引率旅費
参加登録費	500,000	0	500,000	323,281	176,719	○大会参加費・負担金 41,751 ○高体連等分担金 281,530
他会計繰出金	195,000	0	195,000	168,000	27,000	
校友会積立金会計	195,000	0	195,000	168,000	27,000	
予備費	1,728,000	0	1,728,000	0	1,728,000	
合 計	4,253,000	0	4,253,000	1,410,779	2,842,221	

※ 予算執行に当たっては、科目間の流用を認める。

令和6年度 華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会 積立金会計決算書(案)

収入総額 5,215,014 円

支出総額 0 円

差引総額 5,215,014 円

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	収入額	差 引	摘 要
繰入金	195,000	0	195,000	168,000	27,000	校友会会計
繰越金	5,044,683	0	5,044,683	5,044,683	0	前年度より
雑収入	317	0	317	2,331	▲ 2,014	預金利息
合 計	5,240,000	0	5,240,000	5,215,014	24,986	

2. 支出の部

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	支出額	差 引	摘 要
予備費	5,240,000	0	5,240,000	0	5,240,000	
合 計	5,240,000	0	5,240,000	0	5,240,000	

会 計 監 査 報 告 書

令和6年度岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会会計および
岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会積立金会計に関する諸帳
簿・預金通帳・証拠書類について監査を実施したところ、いずれの会計も適正
に処理されていたことを確認しましたので、報告します。

令和 7 年 4 月 20 日

岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会

会計監査 五十嵐 広美

令和 7 年 4 月 27 日

岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会

会計監査 廣瀬 天海

岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会 会長 様

令和7年度校友会執行役員(案)

(1) 令和7年度 校友会執行役員

会 長 森 紀子
 副会長 小野島 典子
 庶 務 永井 八千代 ・ 後藤 尋史 (職員・進路渉外部長)
 会 計 山田 紋子 ・ 有田 美穂 (職員・事務部長)
 監 査 山田 紋子 ・ 鎌倉 麻衣 (成人生徒：教育推進会代表)
 顧 問 早矢仕 賢治 (学校長)

(2) 令和7年度 校友会クラス役員及び執行役員

執行役員	クラス	役員氏名	生徒名	備考
	1 A	榎 亜沙子	香琳	
	1 B	カラギョル 美佐子	ラナ	
	1 C	門田 真由美	吏斗	
	1 D	小久保 梨紗	柚葉	
会計監査	2 A	山田 紋子	優杏	
	2 A	井上 京子	創平	
	2 C	中野 仁美	瑛斗	
	2 C	佐々木 掌子	蒼空	
副会長	3 A	小野島 典子	夏希	
会長	3 B	森 紀子	麻理亜	
	3 B	黒木 良子	陽菜乃	
庶務	3 D	永井 八千代	聖竜	
	2 D	鎌倉 麻衣		成人生徒 (教育推進会代表)

令和7年度 校友会事業計画（案）

〈校友会〉

令和7年

4月 9日（水）	入学式
5月25日（日）	第1回校友会役員会
6月中旬	校友会総会（書面開催）
9月30日（火）	前期卒業式・同窓会入会式
10月 5日（日）	後期入学式・校友会入会式
11月16日（日）	第2回校友会役員会 文化祭

令和8年

1月18日（日）	第3回校友会役員会
2月22日（日）	同窓会入会式
3月 1日（日）	卒業証書授与式

〈保護者交流会〉

前期… 6月 8日（日）
後期… 11月 2日（日）

〈教育推進会〉

前期… 5月18日（日）※書面開催
後期… 12月7日（日）

〈その他〉

5月18日（日）	予約奨学金説明会（3年次希望生徒と保護者）
6月 8日（日）	公開面接指導参観 生徒生活体験発表大会
11月 2日（日）	公開面接指導参観 進路について考える会
11月15日（土）	華フロカフェ [予定]

令和7年度 華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会会計 予算書(案)

【収入の部】

(単位:円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
会費	1,340,000	1,370,000	▲ 30,000	
現年度会費	1,330,000	1,360,000	▲ 30,000	3,500円×380人
過年度会費	10,000	10,000	0	
補助金	100,000	100,000	0	定通教育振興会補助金等
繰越金	2,804,351	2,782,482	21,869	前年度繰越金
雑入	1,649	518	1,131	預金利息
合 計	4,246,000	4,253,000	▲ 7,000	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
校友会費	660,000	630,000	30,000	
事務局費	340,000	340,000	0	
総会・役員会費	20,000	20,000	0	○役員会・交流会等 お茶代等
渉外費	30,000	30,000	0	○会員に対する慶弔費
運営事務費	290,000	290,000	0	○運営費事務費 需用費(事務用品等) 100,000 役務費(郵便切手、IB利用手数料等) 100,000 負担金(教育振興会年会費等) 90,000
学校後援費	290,000	290,000	0	
図書費	120,000	120,000	0	○図書館図書
設備費	100,000	100,000	0	
進路指導費	70,000	70,000	0	○進路用図書・卒業生講演お礼
校友会事業費	30,000	0	30,000	○校友会共催事業
部活動後援費	1,700,000	1,700,000	0	
部活動運営費	200,000	200,000	0	○部活動運営費 備消耗品費(部活動機材等) 200,000 役務費(携帯電話料) 0
活動費	1,000,000	1,000,000	0	○生徒旅費助成・引率旅費
参加登録費	500,000	500,000	0	○大会参加費・負担金 200,000 ○高体連等分担金 300,000
他会計操出金	210,000	195,000	15,000	
校友会積立金会計	210,000	195,000	15,000	○創立100周年記念事業負担金積立R7分 140,000 (@1,000円×卒業見込140人) ○創立100周年記念事業協賛金積立R7分 70,000 (@500円×卒業見込数140人)
予備費	1,676,000	1,728,000	▲ 52,000	
合 計	4,246,000	4,253,000	▲ 7,000	

予算執行に当たっては、科目間の流用を認める。

令和7年度 華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会積立金会計 予算書(案)

【収入の部】

(単位:円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
繰入金	210,000	195,000	15,000	校友会一般会計より繰入
繰越金	5,215,014	5,044,683	170,331	前年度より繰越
諸収入	2,986	317	2,669	預金利息
合 計	5,428,000	5,240,000	188,000	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
予備費	5,428,000	5,240,000	188,000	
合 計	5,428,000	5,240,000	188,000	

岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、「岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程に置く。

(目的)

第3条 本会は、学校と家庭、更に社会との緊密な連携と協力によって、本校の教育の推進に寄与するとともに、生徒の安全・健康の保持及び福祉の増進と会員の研修・研鑽を図ること、部活動の健全なる発展を援助することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 生徒の進路指導に関すること。
- 二 生徒の保健・厚生に関すること。
- 三 生徒の生活指導に関すること。
- 四 学校行事・特別活動等の推進のための援助協力に関すること。
- 五 会員の研修・研鑽及び研究活動の助成に関すること。
- 六 学校と家庭の緊密な連携に関すること。
- 七 生徒及び会員の慶弔に関すること。
- 八 生徒旅費の補助及び引率旅費に関すること
- 九 その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(方針)

第5条 本会の活動方針は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。

- 一 本会は、自主的に活動するものであり、営利を目的とせず、宗教活動、政治活動に全く関与しないことを旨とする。
- 二 本会は、学校運営管理、教職員人事には全く干渉しないことを旨とする。

第二章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校の未成年生徒の保護者
- 二 成人生徒
- 三 本校の通信制課程常勤の教職員
- 四 本会の趣旨に賛同するもの

第三章 役員

(構成)

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 庶務 2名 ただし、1名は教職員とする。
- 四 会計 2名 ただし、1名は教職員とする。
- 五 監査 2名
- 六 保護者会員のクラス代表

2 会長は、保護者会員のクラス代表から選出する。また、役員にはクラス代表の成人生徒を若干名選出する。なお、第一号～第五号までの保護者会員役員は、保護者会員のクラス代表を兼ねることができる。

3 本会に顧問若干名を置くことができる。なお、顧問のうち1名は校長とする。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 三 庶務は、会議の記録保管をし、庶務を司る。
- 四 会計は、本会の事務を司る。
- 五 監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、役員として承認されたときから後任の選出が行われるまでの1か年とする。ただし、再選を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、会長がこれを補充し、その任期は前任者又は現任者の在任期間とする。

第四章 機関

(機関)

第10条 本会に次の各号に掲げる機関を置く。

- 一 総会
- 二 役員会
- 三 教育推進会
- 四 指名委員会

(総会)

第11条 総会は、毎年1回年度当初に開き、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- 一 役員の選出・承認に関すること。
- 二 事業計画及び報告に関すること。
- 三 予算・決算・会計監査に関すること。
- 四 会則の制定・改廃に関すること。
- 五 その他本会の運営に関すること。

(定数及び議決)

第12条 総会は、会員の3分の1以上(ただし、委任状を含む)の出席を以て成立し、総会の議事は出席者の多数決によって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

なお、会長は議長を務めるものとする。

(役員会)

第13条 役員会は、本会の執行機関であり、本会役員、校長、副校長、教頭及び事務長を以て組織し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 事業の推進に関すること。
- 二 予算・決算案の作成に関すること。
- 三 会則の解釈・実施・改正に関すること。
- 四 その他会務の運営に必要なこと。

(役員会の総会代行権)

第14条 総会に付議すべき事項で緊急を要するときは、役員会でこれを代行することができる。ただし、次期総会において承認を得るものとする。

(教育推進会)

第15条 教育推進会は、各クラス成人生徒の代表をもって構成する。

(指名委員会)

第16条 指名委員会は、役員及び教職員若干名をもって構成し、役員候補者を選考指名する。

第五章 会計

(経費)

第 17 条 本会の経費は、会費・教育振興費及びその他の収入によって賄う。

(会費等の額)

第 18 条 会費及び教育振興費は、その額を総会で決定し、本校の未成年生徒の保護者会員及び成人生徒会員が納入する。なお、前期中に退学・転学・休学の手続きがなされた場合に限り、後期分にあたる会費は返金する。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

(代決委任)

第 20 条 本会の支出等の命令について、会長は校長に代決を委任する。

第六章 慶弔規程

(慶弔規定)

第 21 条 会員、生徒に慶弔事の生じたときは、別に定める慶弔規定によって行うものとする。

第七章 改正

(改正)

第 22 条 本会則の改正は、会長が総会に提案し、総会の議決を経るものとする。

別記

1 岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会慶弔規定

第 6 条 三号で規定する本校通信制課程常勤教職員会員は、この規程の対象外とする。

(1) 死亡に関する弔意(例:香典、玉串料等)

ア 会員又は生徒の父母(会員でない父母に限る)死亡の場合

10,000 円(別に生花 1 対を贈ることができる)

イ 生徒(会員でない場合に限る)死亡の場合

10,000 円(別に生花 1 対を贈ることができる)

ウ その他については、会長と校長が協議して決定する。

(2) 会員等死亡に伴う見舞い

会員、生徒又は生徒の父母その他の者の死亡に伴い、会長又は校長が見舞または参列するときは、見舞いの品を贈ることができる。この場合において、代理人(名代)が見舞うときは、会長又は校長とそれぞれ読み替えることができる。

(3) その他

その他関係者に対する祝儀、見舞い、記念品等が必要な場合は、役員会に諮って会長が決定する。ただし、これによりがたいときは、会長が先例等を参考にして決めることができる。(事後に、役員会に報告するものとする)

附 則

本会則は、平成 14 年 6 月 30 日より施行する。

この会則は、平成 18 年 4 月 1 日一部改正する。

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日一部改正する。

この会則は、平成 20 年 6 月 15 日一部改正し、平成 20 年度から適用する。

この会則は、平成 22 年 6 月 13 日一部改正し、平成 22 年度から適用する。

この会則は、平成 26 年 3 月 5 日一部改正し、平成 26 年度から適用する。

この会則は、平成 27 年 6 月 30 日一部改正し、平成 28 年度から適用する。

この会則は、令和元年 5 月 26 日一部改正する。

この会則は、令和 3 年 11 月 7 日一部改正する。

この会則は、令和 7 年 6 月 30 日一部改正する。